

(仮称) 新熊谷衛生センター整備事業に係る

環境影響評価調査計画書

令和4年1月

大里広域市町村圏組合

目 次

第1章 事業者の氏名及び住所	1-1
1.1 事業者の名称及び代表者	1-1
1.2 主たる事務所の所在地	1-1
第2章 対象事業の目的及び概要	2-1
2.1 対象事業の名称	2-1
(1) 対象事業の名称	2-1
(2) 対象事業の種類	2-1
2.2 対象事業の目的	2-1
2.3 対象事業の実施区域	2-3
2.4 対象事業の規模	2-3
2.5 対象事業の実施期間	2-7
2.6 対象事業の実施方法	2-7
(1) 施設の供用開始年次	2-7
(2) 施設配置計画	2-7
(3) ごみ処理計画	2-9
(4) ごみ処理施設の整備方針	2-12
(5) ごみ焼却処理施設の概要	2-12
(6) 公害防止及び環境保全に関する計画	2-15
(7) 車両運行計画	2-20
(8) 工事計画	2-22
第3章 地域特性	3-1
3.1 社会的状況	3-1
(1) 人口及び産業の状況	3-1
(2) 土地利用の状況	3-4
(3) 河川及び湖沼の利用並びに地下水の利用状況	3-10
(4) 交通の状況	3-14
(5) 環境保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅の状況	3-19
(6) 下水道、し尿処理施設及びごみ処理施設の整備の状況	3-27
(7) 法令に拠る指定及び規制等の状況	3-32
3.2 自然的状況	3-68
(1) 大気質、騒音、振動、悪臭、気象等の状況	3-68
(2) 水質、底質、水象等の状況	3-87
(3) 土壌及び地盤の状況	3-93
(4) 地形及び地質の状況	3-98

(5) 動物の生息、植物の生育、植生、緑の量及び生態系の状況.....	3-103
(6) 景観、自然とのふれあいの場の状況	3-128
(7) 文化財その他の生活環境の状況	3-135
第4章 環境の保全についての配慮事項.....	4-1
4.1 公的な計画及び指針との整合性	4-1
4.2 回避又は低減の配慮を図るべき地域及び対象地域	4-5
(1) 法律または条例の規定により指定された地域.....	4-5
(2) その他の配慮すべき地域.....	4-7
4.3 対象事業の立地回避が困難な理由	4-9
(1) 当該予定地において対象事業を実施することが必要な理由.....	4-9
(2) 対象事業の実施区域の変更が困難な理由.....	4-9
4.4 対象事業による影響の回避または低減措置の検討	4-10
第5章 調査項目	5-1
5.1 環境影響要因の把握.....	5-1
5.2 環境影響評価項目	5-1
5.3 項目選定の理由及び根拠.....	5-3
第6章 調査方法.....	6-1
6.1 大気質	6-1
6.2 騒音・低周波音	6-11
6.3 振動.....	6-20
6.4 悪臭.....	6-27
6.5 水質.....	6-33
6.6 土壌.....	6-38
6.7 動物.....	6-43
6.8 植物.....	6-48
6.9 生態系.....	6-53
6.10 景観.....	6-57
6.11 自然とのふれあいの場.....	6-62
6.12 史跡・文化財	6-67
6.13 日照障害	6-70
6.14 電波障害	6-73
6.15 廃棄物等	6-76
6.16 温室効果ガス等.....	6-78

第1章 事業者の氏名及び住所

1.1 事業者の名称及び代表者

名 称： 大里広域市町村圏組合

代表者： 管理者 小林 哲也

1.2 主たる事務所の所在地

所在地： 埼玉県熊谷市曙町二丁目 68 番地

第2章 対象事業の目的及び概要

2.1 対象事業の名称

(1) 対象事業の名称

(仮称) 新熊谷衛生センター整備事業 (以下、「本事業」という。)

(2) 対象事業の種類

廃棄物処理施設の設置

(埼玉県環境影響評価条例施行規則 別表第1 第6号)

2.2 対象事業の目的

大里広域市町村圏組合(構成団体:熊谷市、深谷市、寄居町。以下、「本組合」という。)は、昭和47年4月に発足した地方自治法に基づく特別地方公共団体であり、大里地域2市1町におけるごみ焼却施設の建設及び管理運営、不燃物処理場の建設及び管理運営、並びに介護保険を共同で事務処理している。

本組合管内には、表2.2-1に示す4つのごみ焼却施設がある。いずれの施設も供用開始より20年以上が経過し、長寿命化工事を経て現在も稼働している中、老朽化により更新を検討する段階にある。また、本組合管内の人口減少も進んでおり、施設の統廃合を行い、集約化を進めることにより、効率的な運営を行っていく必要に迫られている。

令和3年2月、「大里広域市町村圏組合ごみ処理施設整備基本構想検討委員会」は、「新たなごみ処理施設の整備及びごみ処理施設整備基本構想の策定について(中間答申)」の中で、①ごみ焼却施設の規模については、組合全体で422t/日~501t/日程度とすること、②今後の本組合管内のごみ焼却施設を2施設体制とし、その建設候補地を熊谷市別府地内(都市計画上「熊谷衛生センター」と位置づけられている区域内)及び深谷市榎合地内(都市計画上「深谷衛生処理場」と位置づけられている区域内)に整備することを中間答申した。

本事業は、このうち熊谷市別府地内に、後述する施設整備の基本方針(コンセプト)に従って、「(仮称)新熊谷衛生センター」(以下、「本施設」という。)を整備することを目的とする。

表2.2-1 本組合管内のごみ焼却処理施設（現状及び将来）

【現状】

施設名称	熊谷衛生センター		江南清掃センター	深谷清掃センター
	第一工場	第二工場		
所在地	熊谷市西別府 583 番地 1		熊谷市千代 9 番地	深谷市榎合 750 番地
施設規模	140t/日 (70t/24h×2 基)	180t/日 (90t/24h×2 基)	100t/日 (50t/24h×2 基)	120t/日 (60t/24h×2 基)
敷地面積	23,975.26m ²		10,290m ²	8,500m ²
処理方式	全連続燃焼方式 (ストーカ炉)	全連続燃焼方式 (ストーカ炉)	全連続燃焼方式 (ストーカ炉)	全連続燃焼方式 (ストーカ炉)
供用開始	昭和 55 年 (1980 年) 4 月	平成元年 (1989 年) 9 月	昭和 54 年 (1979 年) 12 月	平成 4 年 (1992 年) 4 月
排ガス高度処理施設整備	平成 13・14 (2001・2002) 年度	平成 11・12 (1999・2000) 年度	平成 13・14 (2001・2002) 年度	平成 13・14 (2001・2002) 年度
基幹改良工事	平成 29・30 (2017・2018) 年度	平成 25・26 (2013・2014) 年度	平成 27・28 (2015・2016) 年度	平成 27・28 (2015・2016) 年度



【将来】

施設名称	(仮称) 新熊谷衛生センター	(仮称) 新深谷清掃センター
所在地	熊谷市西別府 583 番地 1	深谷市榎合 750 番地
施設規模	255t/日	205t/日
処理方式	4 方式から選定中	4 方式から選定中
供用開始	令和 12 (2030) 年度	令和 11 (2029) 年度



図2.2-1 ごみ焼却処理施設の位置（現状及び将来）

2.3 対象事業の実施区域

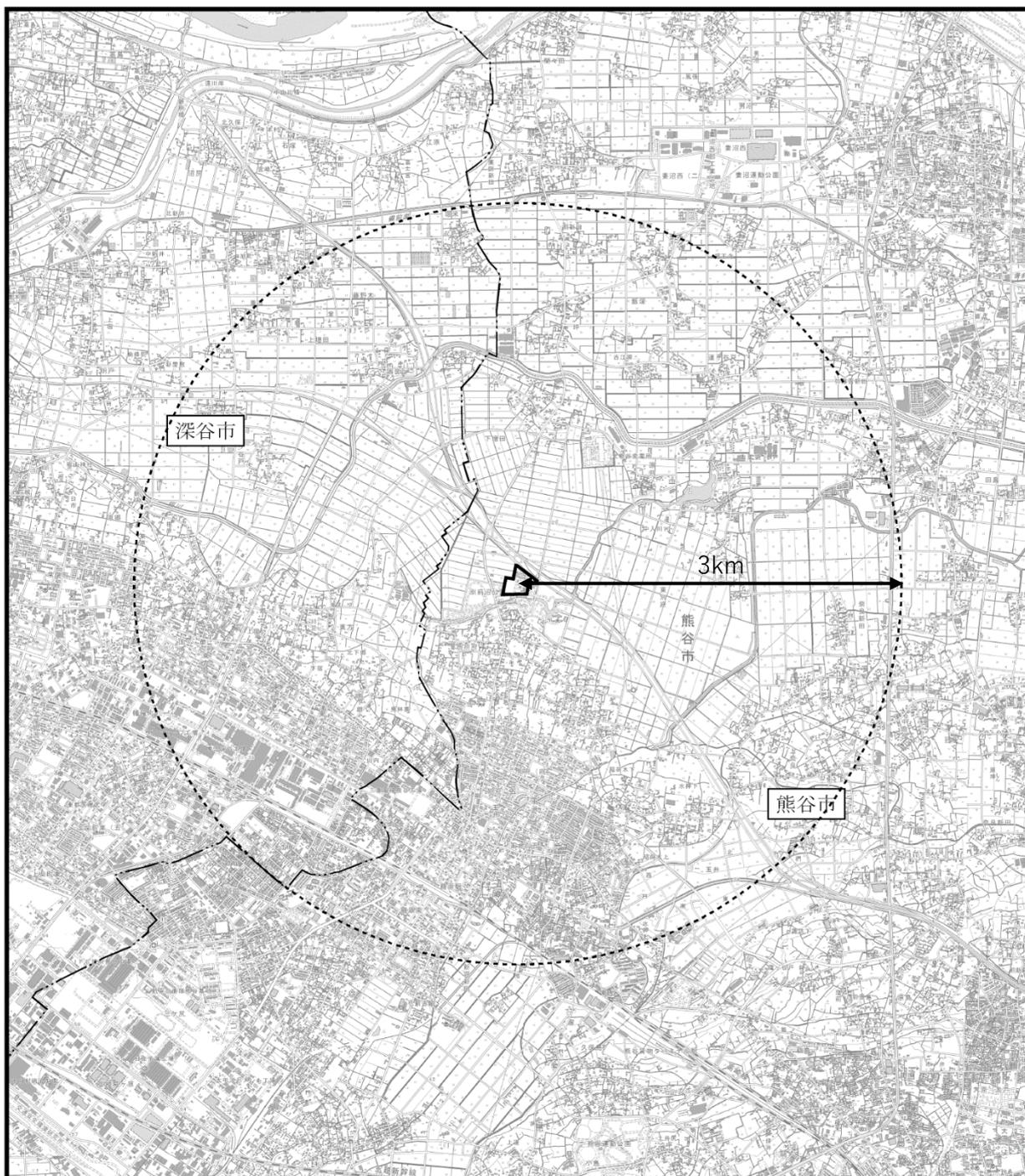
位置：埼玉県熊谷市西別府 583 番地 1

(図 2.3-1 及び図 2.3-2 参照。以下、「対象事業実施区域」という。)

面積：約 3.4ha (都市計画上の面積)

2.4 対象事業の規模

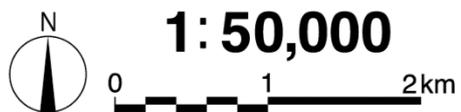
規模 (処理能力)：255t/日



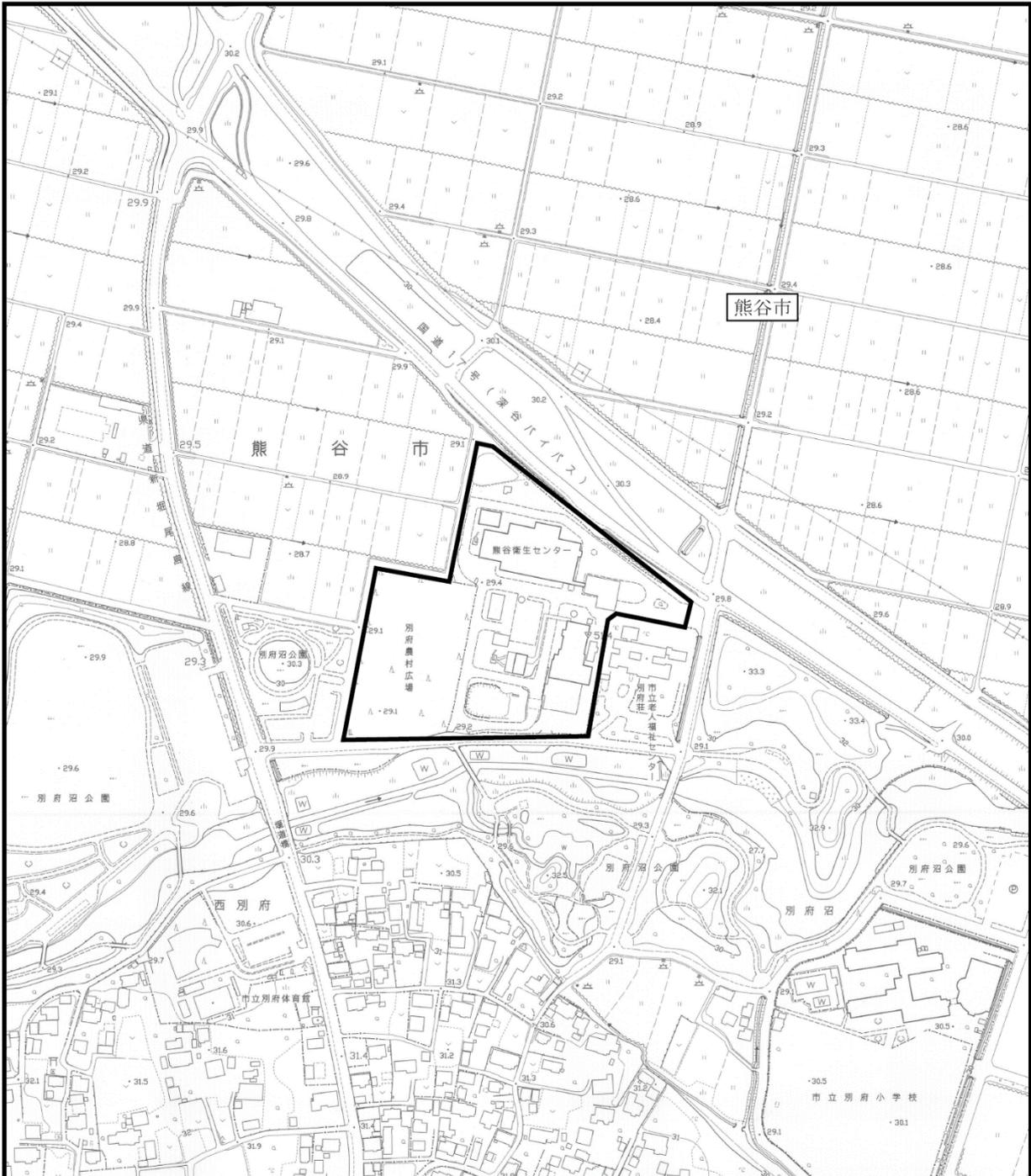
凡 例

- : 対象事業実施区域
- : 市 界

図2.3-1 対象事業実施区域の位置（広域図）



この地図は、国土地理院発行の電子地形図2万5千分の1を使用したものである。



凡例

 : 対象事業実施区域

図2.3-2 対象事業実施区域の位置（詳細図）



1:5,000

0 100 200m



凡 例

 : 対象事業実施区域

図2.3-3 対象事業実施区域の位置（航空写真）



2.5 対象事業の実施期間

本事業に係る新施設供用までの全体工程は、表 2.5-1 に示すとおりである。

令和 5 年度まで環境影響評価手続を実施したのち、並行して事業者選定を行い、令和 6 年度中に事業者を選定する。令和 7 年度より事業者による実施設計に着手し、令和 8 年度から本施設工場棟の土木・建築工事に着手する。その後、令和 9 年度に本施設工場棟のプラント工事（設備機器の据付等）を行い、令和 11 年度後半に試運転を開始し、同年度中に工場棟を竣工し、令和 12 年度より本施設工場棟の暫定供用を開始する。現熊谷衛生センター第二工場は（仮称）新深谷清掃センターが供用を開始する令和 11 年度に解体撤去し、その跡地に本施設の管理棟・計量棟を整備する。第一工場は、本施設の暫定供用開始後の令和 12 年度に解体撤去を行う。管理棟・計量棟を含む本施設の全面供用は令和 13 年度となる。

表2.5-1 対象事業の全体工程

令和年度 項目	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)								
環境影響 評価	●	—————	●																
事業者選 定			●	—————	●														
実施設計					●	—————	●												
本施設 建設工事						●	—————	●	工場棟	●	—————	●	管理棟・計量棟						
試運転										●	—————	●							
第二工場 解体撤去									●	—————	●								
第一工場 解体撤去											●	—————	●						
本施設稼 働（供用）											●	—————	●	暫定供用	—————	●	—————	●	全面供用

2.6 対象事業の実施方法

(1) 施設の供用開始年次

令和 12 年度（2030 年度） 工場棟のみ暫定供用

令和 13 年度（2031 年度） 管理棟・計量棟を含む全面供用

(2) 施設配置計画

本施設の施設計画は表 2.6-1 に、施設配置計画は図 2.6-1 に示すとおりである。

本事業では、対象事業実施区域にある別府農村広場を整地し、本施設の工場棟を設置する。

表2.6-1 施設計画

新施設	施設規模等	処理対象物等
エネルギー回収型廃棄物処理施設	建屋面積：4,930m ² 施設規模：255t/日	・可燃ごみ ・し尿処理汚泥 ・災害廃棄物
その他整備予定の施設	管理棟、計量棟、洗車施設、雨水流出抑制施設、駐車場、構内道路、	—

【現況平面】



【新施設配置】



図2.6-1 施設配置計画図

(3) ごみ処理計画

ごみ処理基本計画に基づく本組合全体の計画年間ごみ処理量は、表 2.6-2 に示すとおりである。現状のごみ減量化施策を継続した場合の令和 11 年度における年間計画処理量は 139,799 トン、一人当たりのごみ排出量原単位は 1,150.0g/人日、同じく目標達成のための施策を実施した場合の年間計画処理量は 117,567 トン、一人当たりのごみ排出量原単位は 975.0g/人日と想定している。

表2.6-2 処理対象物と年間処理量

【現状施策を継続した場合】

項 目		単位	H30	R6	R11
人口		人	375,775	363,241	348,118
生活系ごみ	可燃ごみ	t/年	88,532	84,913	81,777
	不燃ごみ	t/年	5,891	5,639	5,431
	粗大ごみ	t/年	1,053	1,009	967
	資源ごみ	t/年	6,791	6,531	6,297
	有害ごみ	t/年	129	123	119
	計	t/年	102,396	98,215	94,591
事業系ごみ	可燃ごみ	t/年	40,550	42,593	45,065
	不燃ごみ	t/年	91	105	118
	資源ごみ	t/年	18	22	25
	計	t/年	40,659	42,720	45,208
集団回収		t/年	6,780	6,578	6,321
合計	ごみ排出量	t/年	149,835	147,513	146,120
	計画処理量	t/年	143,055	140,935	139,799
ごみ排出量原単位		g/人日	1,092.4	1,112.6	1,150.0

【目標達成のための施策を実施した場合】

項 目		単位	H30	R6	R11
人口		人	375,775	363,241	348,118
生活系ごみ	可燃ごみ	t/年	88,532	79,749	73,941
	不燃ごみ	t/年	5,891	5,248	4,835
	粗大ごみ	t/年	1,053	961	896
	資源ごみ	t/年	6,791	6,366	6,042
	有害ごみ	t/年	129	119	112
	計	t/年	102,396	92,443	85,826
事業系ごみ	可燃ごみ	t/年	40,550	34,035	31,658
	不燃ごみ	t/年	91	76	69
	資源ごみ	t/年	18	15	14
	計	t/年	40,659	34,126	31,741
集団回収		t/年	6,780	6,578	6,321
合計	ごみ排出量	t/年	149,835	133,147	123,888
	計画処理量	t/年	143,055	126,569	117,567
ごみ排出量原単位		g/人日	1,092.4	1,004.3	975.0

また、本組合におけるごみ処理の流れは、図 2.6-2 に示すとおりである。本組合管内で発生する可燃ごみ、可燃性粗大ごみ及び大里広域クリーンセンターから発生する不燃ごみ処理後の可燃残渣については、現在、本組合の 4 施設で処理しているが、本施設及び新深谷清掃センターの稼働後には新設 2 施設で処理することとなる。

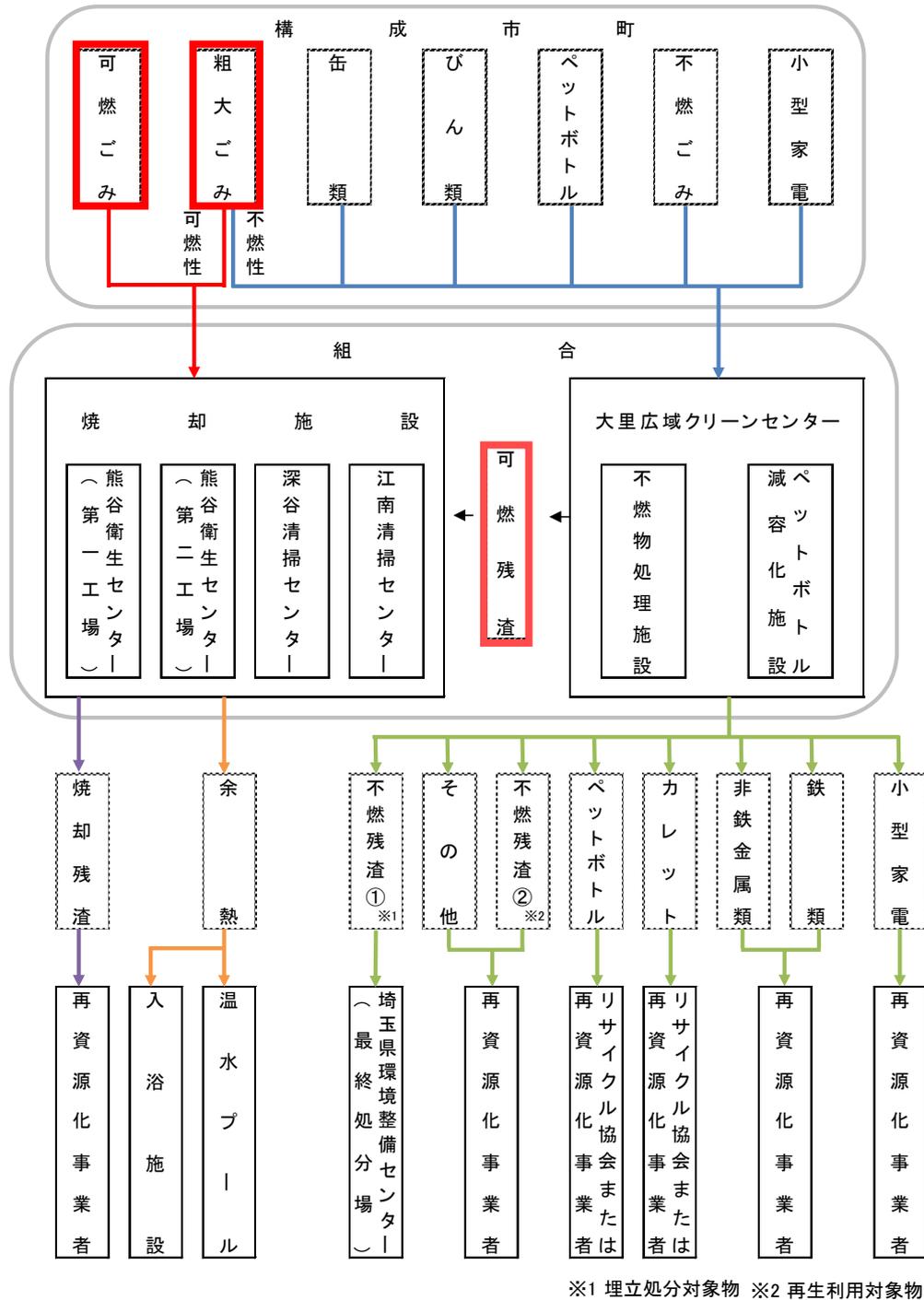


図2.6-2(1) ごみ処理フロー（現状）

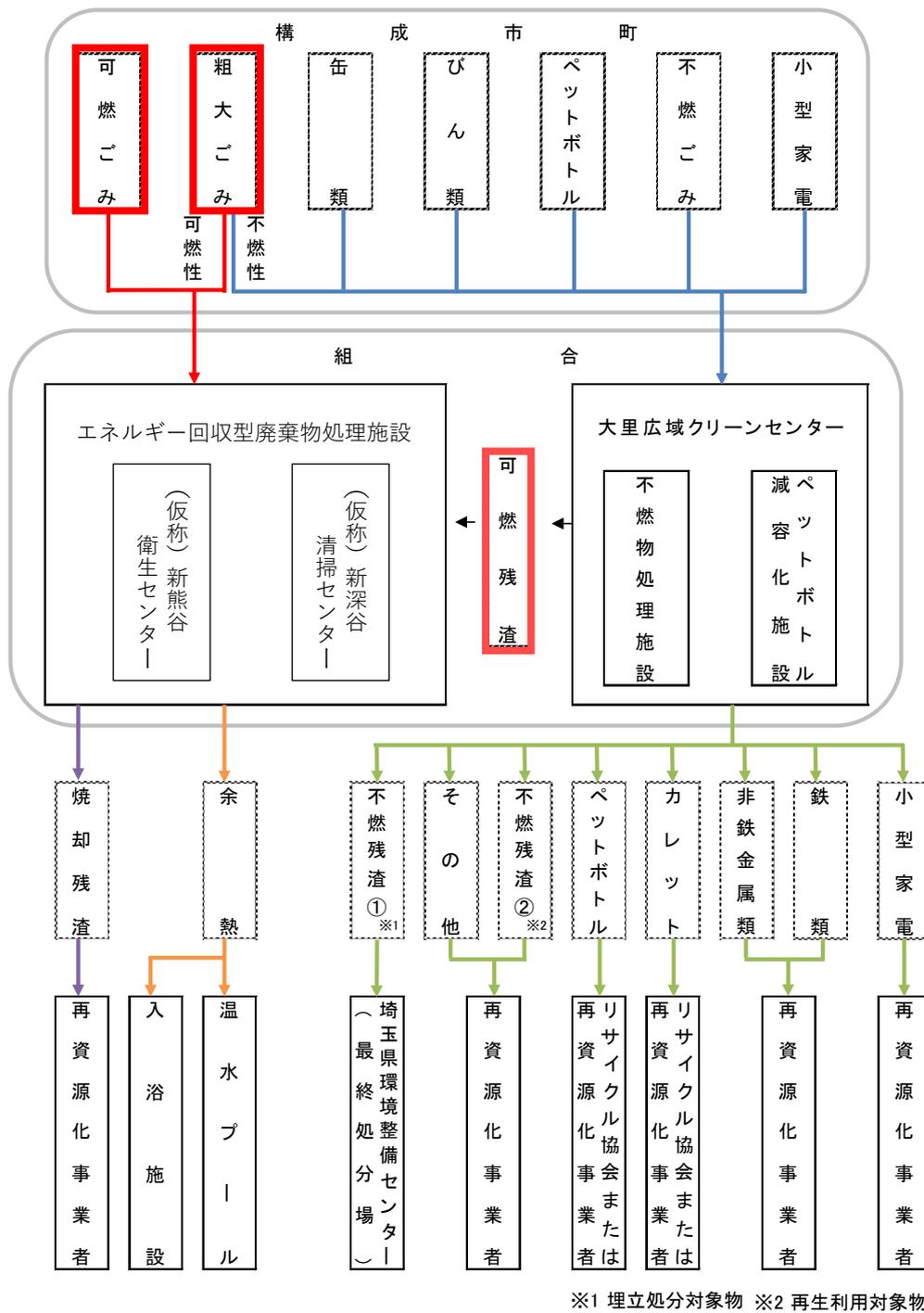


図2.6-2(2) ごみ処理フロー (将来)

(4) ごみ処理施設の整備方針

本施設の整備方針は、表 2.6-3 に示すとおりである。

表2.6-3 施設整備の基本方針（コンセプト）

No.	施設コンセプト	内容
1	安全・安心かつ安定的に処理が可能な施設	安全性・信頼性の高いシステムを選定し、安心かつ安定した処理ができる施設にするとともに、災害発生時にも安定した処理ができる強靭性を備えた施設とする。
2	環境に配慮した施設	周辺環境への負荷の更なる低減に努める施設とする。
3	効率的なエネルギー回収をする施設	ごみ処理で発生したエネルギーを効率的に回収して有効利用できる施設とする。
4	経済性に優れた施設	設備機器の長寿命化も念頭に置き、発注方式や管理・運営方法を工夫することにより、可能な限り建設費を含めたライフサイクルコストの縮減に努める施設とする。
5	地域に貢献し、親しまれる施設	施設見学や環境学習等を通じ、住民が気軽に来所できる地域に開かれた施設にするとともに、災害発生時などにおいても地域に貢献できる施設とする。

(5) ごみ焼却処理施設の概要

ア 計画ごみ処理量

(ア) ごみ処理量

本施設及び（仮称）新深谷清掃センターの2施設が稼働し、新しい処理体制に移行する令和12年度における計画ごみ処理量は、表 2.6-4 に示すとおりである。

前掲表 2.6-2 に示したごみ処理基本計画の計画処理量を、令和元年度及び令和2年度の実績値によって補正することにより、令和3年度以降の年間処理量を設定した。

令和12年度時点での本組合管内全体の計画処理量は117,169 t/年、うち可燃ごみ（資源化施設からの可燃残渣含む）108,889 t/年、し尿処理汚泥4,247 t/年、災害廃棄物4,032 t/年であり、本施設は、本組合管内全体の約59%に当たる68,720 t/年、うち可燃ごみ（資源化施設からの可燃残渣含む）62,591 t/年、し尿処理汚泥2,097 t/年の処理を担う。

(イ) 施設規模

本施設の上記の年間計画処理量に対応した施設規模は表 2.6-4 に示したとおり 255 t/日¹である。

¹ 施設規模算定上、255.6t/日であるが、施設規模は、小数点以下を切り捨て、255t/日とする。

表2.6-4 計画ごみ処理量及び施設規模（令和12年度）

焼却処理対象物	計画処理量	施設規模
大里広域市町村圏組合管内全体	117,169 t/年	
可燃ごみ（資源化施設からの可燃残渣含む）	108,889 t/年	
し尿処理汚泥	4,247 t/年	
災害廃棄物	4,032 t/年	
（仮称）新深谷清掃センター	48,449 t/年	180.2 t/日 ^{注)}
可燃ごみ（資源化施設からの可燃残渣含む）	46,298 t/年	172.3 t/日
し尿処理汚泥	2,150 t/年	8.0 t/日
（仮称）新熊谷衛生センター（本施設）	68,720 t/年	255.6 t/日
可燃ごみ（資源化施設からの可燃残渣含む）	62,591 t/年	232.8 t/日
し尿処理汚泥	2,097 t/年	7.8 t/日
災害廃棄物	4,032 t/年	15.0 t/日

注)（仮称）新深谷清掃センターの施設規模は、供用を開始する令和11年度が最大となり205.8t/日となる。なお、令和11年度は、本施設が整備中であり、熊谷衛生センター第二工場が稼働停止しており、同第一工場及び江南清掃センターの老朽化に伴う処理能力不足分を（仮称）新深谷清掃センターが補うこととなる。

（ウ） 計画ごみ質

本施設において処理するごみの計画ごみ質は、表2.6-5に示すとおりである。

表2.6-5 計画ごみ質

組成	低質ごみ	基準ごみ	高質ごみ	
三成分（%）	水分	56.71	44.60	29.98
	可燃分	35.97	48.08	62.70
	灰分	7.32	7.32	7.32
低位発熱量（kJ/kg）	6,930	10,360	13,800	
単位体積重量（t/m ³ ）	0.142			

イ 施設諸元

本施設の諸元は、表2.6-6に示すとおりとする。施設規模は255t/日（2炉構成）とする。本組合管内の4工場を2工場体制に再編するが、熊谷衛生センター第一工場及び第二工場を合わせた施設規模よりも小さくなる。

なお、処理方式は今後決定する予定であり、①ストーカ方式、②流動床方式、③シャフト炉式ガス化溶融方式、④流動床式ガス化溶融方式のいずれかとする。

表2.6-6 施設諸元

項目	本施設（新設）	既存施設（熊谷衛生センター）	
		第一工場	第二工場
施設規模	255 t/日	140t/日	180 t/日
焼却炉系列数	2 系列	2 系列	2 系列
処理方式	4 方式から選定中	ストーカ方式	ストーカ方式
運転時間	24 時間連続運転	24 時間連続運転	24 時間連続運転
年間稼働日数	1 炉当たり 280 日程度	1 炉当たり 280 日程度	1 炉当たり 280 日程度
煙突高さ	約 59 m	約 59 m	約 59 m

ウ 主要設備

本施設の主要設備は、表 2.6-7 に示すとおりである。

表2.6-7 主要設備の概要

主要設備	本施設（新設）	既存施設（熊谷衛生センター）	
		第一工場	第二工場
受入・供給設備	ピット&クレーン方式	ピット&クレーン方式	ピット&クレーン方式
燃焼設備	4 方式から選定中	ストーカ方式	ストーカ方式
燃焼ガス冷却設備	検討中	水噴射+減温塔	水噴射
排ガス処理設備	検討中	ろ過式集じん器、消石灰吹込み、触媒脱硝、活性炭吹込み	ろ過式集じん器、消石灰吹込み、無触媒及び触媒脱硝、活性炭吹込み
余熱利用設備	検討中	場内給湯+場内冷暖房 場外温水供給	場内給湯+場内冷暖房 場外温水供給
通風設備	検討中	平衡通風方式	平衡通風方式
灰出し設備	検討中	ピット&クレーン方式	ピット&クレーン方式
給水設備	井水、上水	井水、上水、再利用水	井水、上水、再利用水
排水処理設備	処理方式検討中 プラント排水及び生活排水は無放流とする。	ごみピット汚水：炉内噴霧 プラント排水：凝集沈殿+ろ過処理 生活排水：生物処理+沈殿	ごみピット汚水：炉内噴霧 プラント排水：凝集沈殿+ろ過処理 生活排水：生物処理+沈殿

エ 焼却残渣の処理・処分方法

焼却残渣の処理・処分方法は、図 2.6-3 に示すとおりである。可燃ごみ等の処理方式によって処理生成物が異なるため、その処理・処分方法も異なってくる。

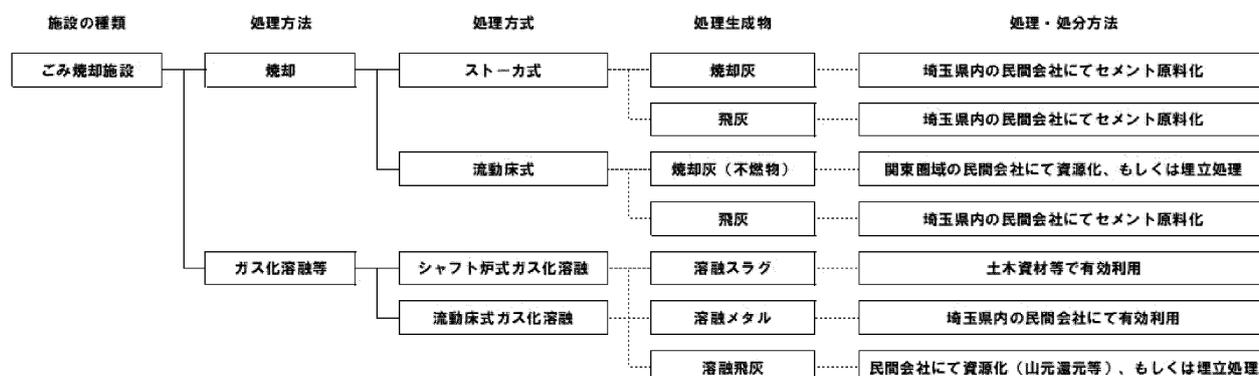


図2.6-3 各処理方式と処理生成物及び処理・処分方法 (案)

(6) 公害防止及び環境保全に関する計画

ア 大気汚染

(ア) 排出諸元

本施設の排出諸元は、表 2.6-8 に示すとおりである。

煙突高さ及び内筒本数以外の項目は、メーカーヒアリングを踏まえ、今後、設定する。

表2.6-8 排出諸元

項目	本施設(新設)	既存施設(熊谷衛生センター)	
		第一工場	第二工場
湿り排ガス量 (m ³ N/h)	検討中	51,360	43,400
乾き排ガス量 (m ³ N/h)	検討中	40,920	26,030
排ガス温度 (°C)	検討中	171	215
煙突高さ (m)	59	59	59
煙突頂部口径 (m)	検討中	1.15	1.1
内筒本数 (本)	2	2	2

注) 排ガス量は、高質ごみ時 1 炉当たりの数値を示す。

(イ) 排ガス処理方式

本施設の排ガス処理方式は、表 2.6-9 に示すとおりである。

排ガス処理方式は、いずれも検討中であり、メーカーヒアリングを踏まえ、今後、設定する。

表2.6-9 排ガス処理方式

項目	本施設 (新設)	既存施設 (熊谷衛生センター)	
		第一工場	第二工場
ばいじん	ろ過式集じん器	ろ過式集じん器	ろ過式集じん器
硫黄酸化物及び塩化水素	検討中	乾式法	乾式法
窒素酸化物	検討中	触媒脱硝	無触媒脱硝、触媒脱硝
ダイオキシン類	検討中	活性炭吸着＋触媒分解	活性炭吸着＋触媒分解
水銀	検討中	ろ過式集じん器	ろ過式集じん器

(ウ) 排ガス濃度 (公害防止基準)

本施設の排ガス濃度 (公害防止基準) は、表 2.6-10 に示すとおりである。

排ガスに係る公害防止基準は、大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、埼玉県生活環境保全条例規制値を踏まえ、それらと同等以上の厳しい値とした。

表2.6-10 排ガス濃度 (公害防止基準)

項目	本施設 (新設)	既存施設 (熊谷衛生センター)		法令基準値 (新設対象)
		第一工場	第二工場	
ばいじん (g/m ³ N)	0.01	0.02	0.02	0.04
硫黄酸化物 (ppm)	20	50	K 値=7.0	K 値=17.5
窒素酸化物 (ppm)	50	50	50	250
塩化水素 (ppm)	30	60	100	700
ダイオキシン類 (ng-TEQ/m ³ N)	0.01	0.1	0.1	0.1
水銀 (μg/m ³ N)	30	50	50	30

注) 排ガス濃度は、乾きガス酸素濃度 12%換算値を示す。

(エ) 大気汚染防止対策

本施設での大気汚染防止対策は、以下に示す事項を検討している。大気汚染防止対策の具体的な内容は、今後、決定する予定である。

- ・大気汚染防止法及び埼玉県生活環境保全条例に定める規制基準を遵守するとともに、

公害防止基準を設定し、モニタリングを実施し、適正な運転・管理を行う。

- ・ろ過式集じん器等によって構成される排ガス処理装置を設置し、適正な運転・管理を行う。
- ・燃焼温度、ガス滞留時間等の管理により、安定燃焼の確保に努め、ダイオキシン類の再合成防止を図る。

イ 水質汚濁

(ア) 給水計画

本施設において施設の稼働のために使用するプラント用水は、既存施設（熊谷衛生センター第一工場及び第二工場）と同様、主として井水を利用し、不足する場合は上水を使用する予定である。また、プラント排水及び生活排水等については再利用することとし、再利用先は、今後のプラントメーカーの提案により決定する。

なお、井水の揚水量は、現状と同程度以下とする。

また、生活用水は、上水を使用する。

(イ) 排水計画

本施設におけるプラント排水及び生活排水等は、無放流とする。プラント排水及び生活排水等の処理水の再利用は、上述のとおりである。

ウ 騒音・低周波音・振動

(ア) 公害防止基準

本施設の騒音及び振動に係る公害防止基準は、表 2.6-11 及び表 2.6-12 に示すとおりである。

対象事業実施区域は、都市計画法の用途地域の定めがない地域にあることを踏まえ、騒音規制法及び振動規制法に基づく特定工場等の規制基準を適用する。

表2.6-11 騒音に係る公害防止基準

朝	昼	夕	夜
午前6時～午前8時	午前8時～午後7時	午後7時～午後10時	午後10時～午前6時
50 dB(A)以下	55 dB(A)以下	50 dB(A)以下	45 dB(A)以下

表2.6-12 振動に係る公害防止基準

昼間 午前8時～午後7時	夜間 午後7時～午前8時
60 dB以下	55 dB以下

(イ) 騒音・低周波音・振動防止対策

本施設での騒音・低周波音・振動の防止対策は、以下に示す事項を検討している。その具体的な内容は、今後、決定する予定である。

- ・騒音規制法、振動規制法及び埼玉県生活環境保全条例に定める規制基準等を遵守するとともに、公害防止基準を設定し、モニタリングを実施し、適正な運転・管理を行う。
- ・設備機器は、できるだけ建屋内へ配置する。また、大きな騒音の発生が想定される設備機器については、専用室に配置し、防音対策を講じる。大きな振動の発生が想定される設備機器については、防振架台の設置、剛性の高いコンクリート床への据付等の防振対策を講じる。騒音の伝搬経路となる吸気口・排気口の位置に留意した設備機器の配置とする。

エ 悪臭

(ア) 公害防止基準

本施設の悪臭に係る公害防止基準は、表 2.6-13 に示すとおりである。

悪臭防止法に基づく敷地境界での規制基準を適用するものとした。

表2.6-13 悪臭に係る公害防止基準

1号規制基準	2号規制基準 (排出口)	3号規制基準 (排水水)
臭気指数：15	基準は、敷地境界線の基準を用いて、悪臭防止法施行規則第6条の2に定める換算式により算出する。	臭気指数：31

※悪臭防止法に基づく敷地境界線における規制基準値（A区域）

(イ) 悪臭防止対策

本施設での悪臭の防止対策は、以下に示す事項を検討している。その具体的な内容は、今後、決定する予定である。

- ・悪臭防止法に定める規制基準等を遵守するとともに、モニタリングを実施し、適正な

運転・管理を行う。

- ・ごみピットは、臭気が外部に漏れないよう建屋の密閉性に配慮する。
- ・プラットホーム出入扉にはエアカーテンを装備する。

オ 低炭素化

(ア) 余熱利用

可燃ごみ等の焼却処理により発生する熱エネルギーを有効に活用するため余熱利用として、発電や熱利用（5 GJ 程度）を行う予定である。

循環型社会形成推進交付金制度の交付率 1/2 の適用を受けることを念頭に、本施設でのエネルギー回収率は 20.5%以上を目標とする。

発電量、熱供給量の詳細は、プラントメーカーの提案を踏まえ、今後、決定する予定である。

(イ) 地球温暖化防止

地球温暖化防止に貢献するため、環境省の「温室効果ガス排出抑制等指針」の「廃棄物部門の指針(対策メニュー)」を参考に、温室効果ガスの排出抑制に資する設備を選択し、導入するとともに、設備機器の使用方法に関しても、温室効果ガスの発生抑制を心がけるものとする。その具体的な内容は、今後、決定する予定である。

カ 緑化計画

対象事業実施区域内の緑化に当たっては、以下の事項に配慮する。

- ・敷地全体で、工場立地法に定める緑化率 20%を達成する。
- ・敷地内には周辺環境との調和を目指し、緑地を多く配置する。
- ・周辺道路からの視線仰角内に土手土塁等を設け、植樹を行う。
- ・植樹の構成は高木、中木、低木を組み合わせ、多層構造となるよう配慮するとともに、樹種は地域景観等に配慮し、郷土種を優先的に採用する。
- ・必要に応じて、屋上緑化、壁面緑化等を行う。

(7) 車両運行計画

ア 搬入時間

本施設への廃棄物の搬入時間は、以下のとおりとする。

- ・曜日：月曜日から金曜日まで（土曜日・日曜日及び年末年始を除く）
- ・時刻：8時30分から16時30分まで

イ 搬入・搬出車両台数

計画処理量が最も多くなる令和12年度時点で、本施設に搬入・搬出する車両台数は、表2.6-14に示すとおりとする。

表2.6-14 廃棄物等搬入・搬出車両台数（令和12年度時点推計）

単位：台/日（片道）

種別		令和12年度 推計台数	令和2年度 実績台数	備考
搬入車両	直営・委託・許可車両	157	172	パッカー車等
	直接搬入車両	224	207	自家用車等
	その他	1	1	資材・薬剤運搬
搬出車両		3	3	灰・残渣物等
合計		385	383	

ウ 車両の運行ルート

搬入・搬出車両の主要な走行経路は、図2.6-4に示すとおりであり、国道17号深谷バイパス及び同上武道路を經由することを基本とし、熊谷市内の一部からは県道276号新堀尾島線を經由するものとする。

エ 廃棄物等搬入・搬出車両による負荷の軽減

廃棄物等搬入・搬出車両による道路環境への負荷の軽減のため、以下に示す対策を検討する。具体的な対策内容は、今後確定する予定である。

- ・一般公道に搬入待ちの車両が滞留しないよう対象事業実施区域内に十分な滞留スペースを設ける。
- ・敷地内での空ぶかしの抑制・アイドリングストップ等を行い、適正な走行に努めるよう指導する。

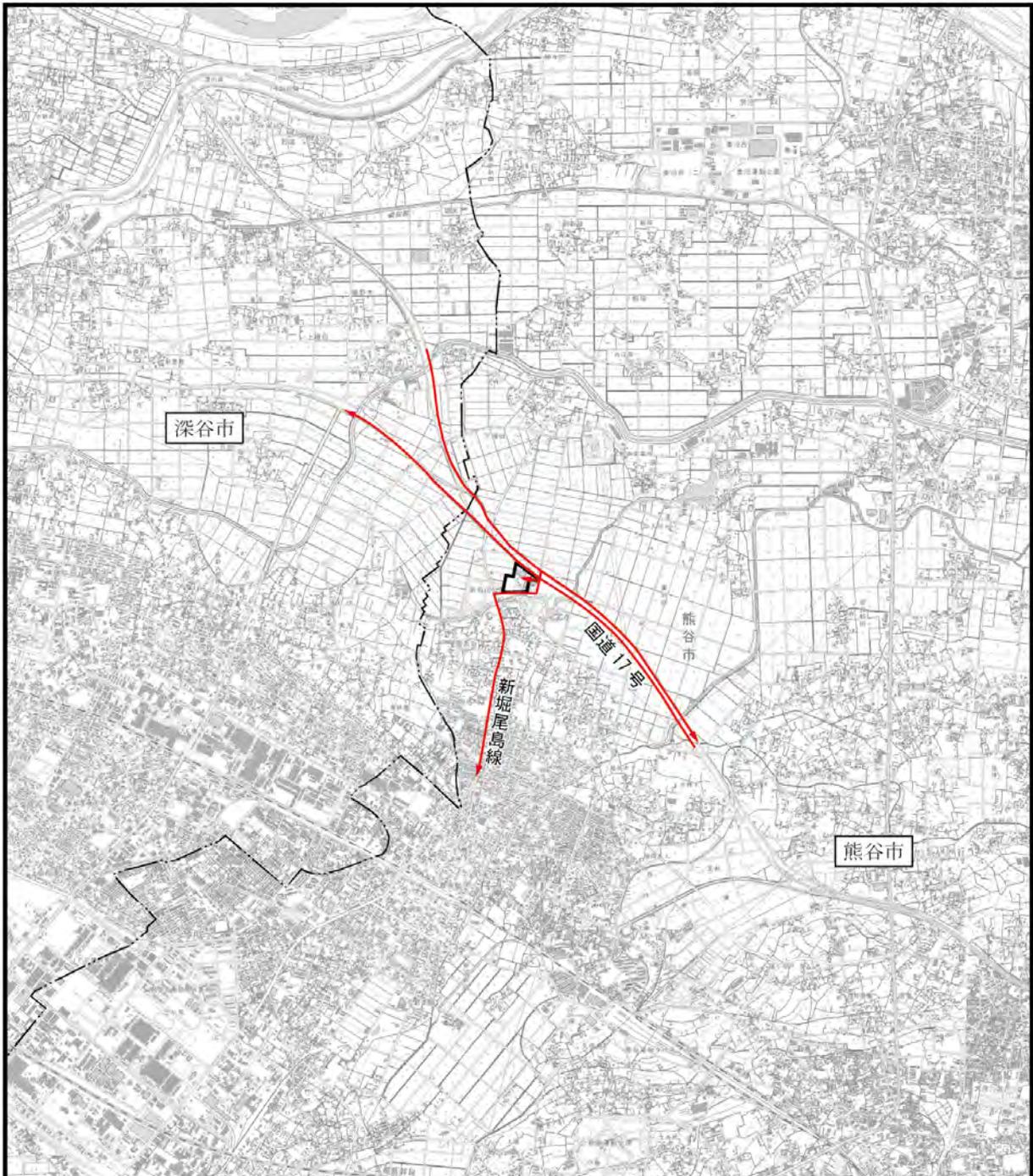
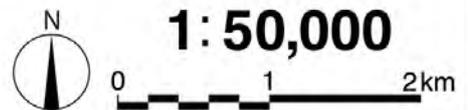


図2.6-4 廃棄物等搬入・搬出車両の主要な走行ルート

凡例

- : 対象事業実施区域
- : 市界
- ↔ : 資材運搬等の車両、
ごみ収集車両等の主要な走行ルート



この地図は、国土地理院発行の電子地形図2万5千分の1を使用したものである。

(8) 工事計画

ア 工事工程

本施設整備に係る工事工程は、表 2.6-15 に示すとおりである。

令和 8 年度に本施設工場棟の建設工事に着手し、令和 11 年度までに竣工する。令和 11 年度の（仮称）新深谷清掃センターの供用開始に合わせ、熊谷衛生センター第二工場の解体撤去を行い、令和 12 年度に第二工場跡地に管理棟、計量棟等を整備する。令和 12 年度の本施設工場棟の暫定供用開始後、同年度内に熊谷衛生センター第一工場を解体撤去する。

表2.6-15 工事工程の概要

項目	令和年度 R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)
工場棟建設工事	●	—	—	—	●
管理棟・計量棟建設工事					●
第二工場解体撤去				●	●
第一工場解体撤去					●

イ 工事用車両の運行ルート

工事用の資材・機材の搬入等に使用する工事用車両の主要走行ルートは、前掲図 2.6-4 に示すとおり、国道 17 号深谷バイパス及び同上武道路を經由することを基本とし、熊谷市内の一部からは県道 276 号新堀尾島線を經由するものとする。

ウ 工事中の環境保全対策

工事中の環境保全対策として、以下に示す事項の実施を検討する。

(ア) 大気汚染防止

- ・フェンス等の仮囲いを設置し、造成工事等に伴う土砂の飛散を防止する。
- ・適宜場内の散水を行うとともに、掘削土を仮置きする場合はシート等により養生を行い、粉じんの飛散を防止する。
- ・排出ガス対策型の建設機械を使用する。
- ・工事用車両は、できるだけ低排出ガス車や低燃費車を使用することとし、エコドライブやアイドリングストップの実施を徹底する。
- ・工事用車両の走行が集中しないよう、工事計画の管理、調整を行う。

- ・工事用車両は、対象事業実施区域内でタイヤ洗浄を行い、車輪・車体等に付着した土砂等を十分除去した後に出る。

(イ) 水質汚濁防止

- ・工事中に発生する濁水は、対象事業実施区域内で仮設沈砂設備等を設置することにより、濁水の発生を抑制する。
- ・仮設沈砂設備等に堆積した土砂の定期的な除去により、機能の維持・管理に努める。

(ウ) 騒音・振動防止

- ・低騒音型・低振動型の建設機械を使用する。
- ・作業待機時におけるアイドリングストップを徹底する。
- ・施工区域の周囲に適切な高さの仮囲いを設ける。

(エ) 土壌汚染防止

- ・土地の形質の変更に伴い、土壌汚染対策法に基づく調査を実施する。汚染土壌及び埋設廃棄物等が確認された場合は、関係法令を遵守し、適切に処理・処分を行う。
- ・掘削した土砂は原則として場内で再利用し、場外へ搬出する際には、関係法令を遵守するとともに、適切な飛散防止対策を行う。

(オ) 廃棄物発生抑制

- ・工事中に発生する建設廃棄物については、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という）、その他の関係法令・ガイドライン等を遵守し、分別及び再利用の推進に努めるとともに、処理が必要なものについては処理業者における適正処理を徹底する。
- ・廃棄物の発生抑制を図るため、なるべく廃棄物の少ない工法や再利用しやすい資材の採用、区域内での有効利用に努める。

(カ) 温室効果ガス発生抑制

- ・低燃費型の建設機械を使用する。
- ・資材・機材等の調達場所を検討し、搬送距離を短くする。
- ・作業待機時におけるアイドリングストップを徹底する。
- ・工事用車両は、できるだけ低排出ガス車や低燃費車を使用することとし、エコドライブやアイドリングストップの実施を徹底する。